

○三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの管理及び運営に関する規則

平成10年12月28日

規則第33号

改正 平成23年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例(平成10年三朝町条例第42号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター(以下「ウォーキングセンター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時期及び開館時間)

第2条 条例第3条の規則で定めるウォーキングセンターの開館時期及び開館時間は、4月から11月までの午前9時から午後6時までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(秩序の保持)

第3条 ウォーキングセンターを利用する者は、町長の指示に従い、秩序及び風紀を守るとともに、施設、器機その他ウォーキングセンターの設備を破損しないよう常に善良な利用者としての注意を払わなければならない。

(利用の許可手続)

第4条 条例第4条第1項の規定により、町長の許可を受けようとする者及び許可に係る事項を変更しようとする者は、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター施設利用(変更)申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、ウォーキングセンターの利用を許可し、又は許可に係る事項の変更を許可したときは、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター施設利用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用料の返還)

第5条 条例第7条第3項ただし書に規定する町長が必要と認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 使用料を納付した者が、その責に帰することができない理由により、ウォーキングセンターを利用することができなかつた場合

(2) 使用料を納付した者が、当該利用を開始しようとする日前2日までにその中止を申し出た場合

(3) その他町長が特に必要と認めた場合

2 使用料の返還を受けようとする者は、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンタ

一使用料返還申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター使用料減免申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 利用者は、ウォーキングセンターの施設、設備又は展示品を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失させたときは、直ちにその旨を町長に届出、町長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、ウォーキングセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター施設利用(変更)申請書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

ウォーキングセンター施設の利用(変更)をしたいので、申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
利 用 施 設		
利 用 目 的	営利の有無〔有・無〕	
利用予定人員	人	
利 用 責 任 者	氏 名	☎ ー
	住 所	
判 定	年 月 日 許 可 ・ 不 許 可	
使 用 料		
摘要(許可条件等)		

※変更の場合は、利用(変更)許可書を添付すること。

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- ウォーキングセンターを損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる使用ではないこと。
- 利用に当たっては、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例第6条の規定を遵守する。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例第4条第3項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県倉吉警察署に照会することがある。

様式第2号(第4条関係)

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター施設利用(変更)許可書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

三朝町長 印

ウォーキングセンター施設利用(変更)を次のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 施 設	
使 用 料	円
摘 要	

様式第3号(第5条関係)

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター使用料返還申請書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 内 容	利用予定施設 利用予定時間 利 用 目 的
納 入 済 の 使 用 料 の 額	円
返 還 を 受 け よ う と す る 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

※利用(変更)許可書を添付すること。

判 定	適 否
返 還 金	全 部 円
摘 要	

様式第4号(第6条関係)

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター使用料減免申請書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 内 容	利用施設	
	利用時間	
	利用目的	
減免を受けようとする理由		
正 規 の 使 用 料 の 額		円
減 免 判 定	否 ・ 適 [免除・	円減額]
減 免 後 の 利 用 料 の 額		円
そ の 他 参 考 事 項		

※利用者(変更)許可書を添付すること。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)